

東急不動産株式会社「(仮称)新潟関川風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年1月14日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新潟関川風力発電事業計画段階環境配慮書」について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：新潟県岩船郡関川村
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年10月25日
環境大臣意見受理	令和4年 1月 7日
経済産業大臣意見	令和4年 1月14日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

東急不動産株式会社「(仮称)新潟関川風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された磐梯朝日国立公園の第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域が位置し、これら指定区域では環境の保全の観点から、風力発電施設の新築等に対する許可基準等が示されているため、本事業計画の今後の検討に当たっては、当該国立公園管理者を含む関係機関等と調整を十分に行い、当該基準等を踏まえた検討を十分に実施した上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含むあらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋、上水道等の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づき指定された地すべり防止区域、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、「山地災害危険地区調査要領」(平

成 18 年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法(期間・時期、地域・地点等)により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたチシマザサ-ブナ群団、ヒメヤシャブシ-タニウツギ群落、ミヤマナラ群落、クロベ-キタゴヨウ群落の植生やそれらの群落と連続性を持って存在するブナ-ミズナラ群落、オオバクロモジ-ミズナラ群集等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在するほか、想定区域には関川村文化財保護条例(昭和46年関川村条例第16号)により天然記念物に指定されている「高地湿原性トンボ生息地」が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

## (7) 景観に関する影響

想定区域は、全域が自然公園法に基づき指定された磐梯朝日国立公園の第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域に位置しており、最大高さ 200m の風力発電機を最大 12 基設置する計画となっている。これらの地域は、磐梯朝日国立公園飯豊地域のうち、「荒川溪谷」沿いの優れた自然景観を呈する地域及び飯豊連峰北部の主峰「杵差岳」を有する飯豊連峰の中でも原始的自然が保持された地域と一体的に自然風景の保護を図る地域であり、想定区域の周辺には、当該国立公園の利用施設計画に位置付けられており主要な眺望点でもある「鷹の巣集団施設地区」、「荒川溪谷線道路(車道)」、「大石川飯豊山線道路(歩道)」等が存在している。

想定区域に含まれる磐梯朝日国立公園の第2種及び第3種特別地域は樹林地となっており、風力発電設備を設置する場合、自然公園法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 41 号)第 11 条第 11 項に定める許可基準に適合しない可能性が高い。このことから、第2種及び第3種特別地域は対象事業実施区域からの除外を前提に検討するとともに、風力発電設備の設置を回避すること。

また、普通地域において現在予定している規模の風力発電施設を設置する場合は、配慮書に記載されている風力発電機の配置の検討や塗装色による環境保全措置を講じた場合においても、本事業の実施に伴う「鷹ノ巣集団施設地区」に位置する「鷹ノ巣展望台」、「荒川溪谷線道路(車道)」、「大石川飯豊山線道路(歩道)」等の主要な眺望点から、「荒川溪谷」沿いの優れた自然景観又は飯豊連峰の原始的自然景観を眺望する際の重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が高い。このことから、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼす風力発電設備等については、設置を原則回避すること。

上述の意見を踏まえ、方法書以降の手続きに当たっては、計画の見直しを実施し現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。その上で、本事業の実施に伴う磐梯朝日国立公園の景観に対する影響を回避及び十分に低減できる風力発電設備等の配置等を検討すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。